

平成 26 年度 (第 3 事業年度) の事業報告書  
平成 26 年 3 月 1 日から平成 27 年 2 月 28 日まで

平成 27 年 5 月 27 日

特定非営利活動法人子どもシェルターレラピ



1 事業の成果

今期は、平成 25 年 12 月 24 日に開設した、子どもシェルター「のんの」において、合計 18 名の子どもの受け入れを行いました。

また、全国子どもシェルターネットワーク会議が札幌で開催され、ホスト団体として全国会議の準備を行うとともに、当法人のスタッフ、当法人の活動にかかわる弁護士のほぼ全員が全国会議に出席し、子どもシェルターの活動について情報交換を行うことができました。

子どもシェルターの普及及び周知に関する活動として、各部署での講演や説明会、司法修習生への講義を行いました。また、リーフレット及びニュースレター創刊号及び第 2 号を発行し、各方面に配布を開始しました。新聞報道等でも子どもシェルターの活動が取り上げられ、道内唯一の子どもシェルターが周知されつつあります。

子どもシェルターに関わる弁護士の育成のために、弁護士の活動を解説したマニュアルを作成するとともに、実際のケースを用いて講師によるスーパーバイズを受ける研修会を行いました。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の 実施日時 (B) 当該事業の 実施場所 (C) 従事者の人数	(D) 受益対象 者の範囲 (E) 人数	事業費の金額 (単位：千円)
① 子どもシェルターの設置運営事業	いじめ、体罰、虐待等の困難な事情を抱え適切な帰住先のない子ども達が、資質、技能を有する職員の援助のもと、明るく衛生的な環境において生活できる施設を設置し、これを運営する。	(A) 3 月 1 日～2 月 28 日 (B) 札幌市中央区大通西 12 丁目北海道高等学校教職員センター 5 階及び子どもシェルター「のんの」(場所秘匿) (C) スタッフ 6 名+ 弁護士 25 名	(D) シェルター利用者 (未成年女子) (E) 6 名	4180.35
② 子どもに対する一時保護事業	・虐待等で家庭における養育が期待できない子ども の一時受入等、児童相談所の行う一時保護の受入先となる施設を設置し、これを運営する。 ・その他、保護の必要な子どもの一時受入れ業務。	(A) 3 月 1 日～2 月 28 日 (B) 札幌市中央区大通西 12 丁目北海道高等学校教職員センター 5 階及び子どもシェルター「のんの」	(D) シェルター利用者 (未成年女子) (E) 12 名	8360.7

		(場所秘匿) (C)スタッフ6名+ 弁護士25名		
③子どもの 保護育成を はかる事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭裁判所による試験観察期間中の少年に対し帰住先を提供</li> <li>・犯罪に巻き込まれた子ども等、帰住先を必要とする子どもに対し帰住先を提供</li> </ul>	実施しなかった	(D)シェルター利用者 (未成年女子) (E)受入れなし	0
④子どもの 自立生活に 向けた支援 活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件施設で生活する子どもが、本件施設の退所の際して就業等によって自立できるよう支援</li> </ul>	(A)3月1日～2月28日 (B)札幌市中央区大通西12丁目北海道高等学校教職員センター5階及び子どもシェルター「のんの」 (場所秘匿) (C)スタッフ6名+ 弁護士25名	(D)シェルター利用者 (未成年女子) (E)4名	2786.9
⑤子ども シェルターの 普及事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページの開設、リーフレット、ニュースレターの発行、配布</li> <li>・講演会、説明会</li> <li>・全国シェルターネットワーク会議の開催と参加</li> </ul>	(A)3月1日～2月28日 (B)札幌市中央区大通西12丁目北海道高等学校教職員センター5階 札幌弁護士会館他 (C)5名	(D)一般市民 (E)30人/200人	188.754
⑥子どもに かかわる活 動を行う弁 護士の育成 事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本件事業に関心を持つ弁護士を対象とした研修の実施</li> <li>・本事業に関与する弁護士相互の研究会(振り返り研修)を実施</li> <li>・本事業に関与する弁護士の活動マニュアルの作成と配布</li> </ul>	(A)3月1日～2月28日 (B)札幌弁護士会館 (C)7名	(D)札幌弁護士会会員 (E)35人	31.5
⑦子どもに かかわるボ ランティア スタッフの 育成事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティアスタッフのスキルアップを図るため、専門家を招いての研修や、他施設での研修等を行う。</li> <li>・その他、本件事業に関与するスタッフの育成事業一般。</li> </ul>	(A)7月1日～8月31日 (B)札幌弁護士会館 (C)10名	(D)一般市民 (E)10人	0

(2) その他の事業（定款に定めなし）

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施日時 (B)当該事業の実施場所 (C)従事者の人数	事業費の金額 (単位：千円)
------------------------	----------	---	-------------------

[作成上の注意事項]

- 1 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載してください。
- 2 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、当該事業年度にその他の事業を実施しなかった場合、「実施しなかった」と記載してください。